

U.S. Case Brief (70)

2012年02月27日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

数値範囲が重なった場合、狭い範囲を規定するクレームは先行技術に開示の広い範囲に対して新規性を有しているか否かが争われた判例 *1

1. はじめに

本件 (CLEARVALUE v. PEARL RIVER, 2011-1078, -1100, Decided: February 17, 2012) において、広い数値範囲を開示した先行技術に対して、この範囲よりも狭い数値範囲を規定する本件クレーム発明が新規性を有しているか否かが争われました。

CAFC は、本件に対し、後述するように、唯一の先行技術がクレーム発明の全ての構成要件を実施可能に教示しているため、当該クレーム発明は新規性を有していない旨を判示しました。

【全4頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

*1 Link: <http://www.cafc.uscourts.gov/images/stories/opinions-orders/11-1078.pdf>